

第 41 回世界遺産委員会決議に係る対応について

第 41 回世界遺産委員会決議に係る知床の保全状況報告（案）（抜粋）

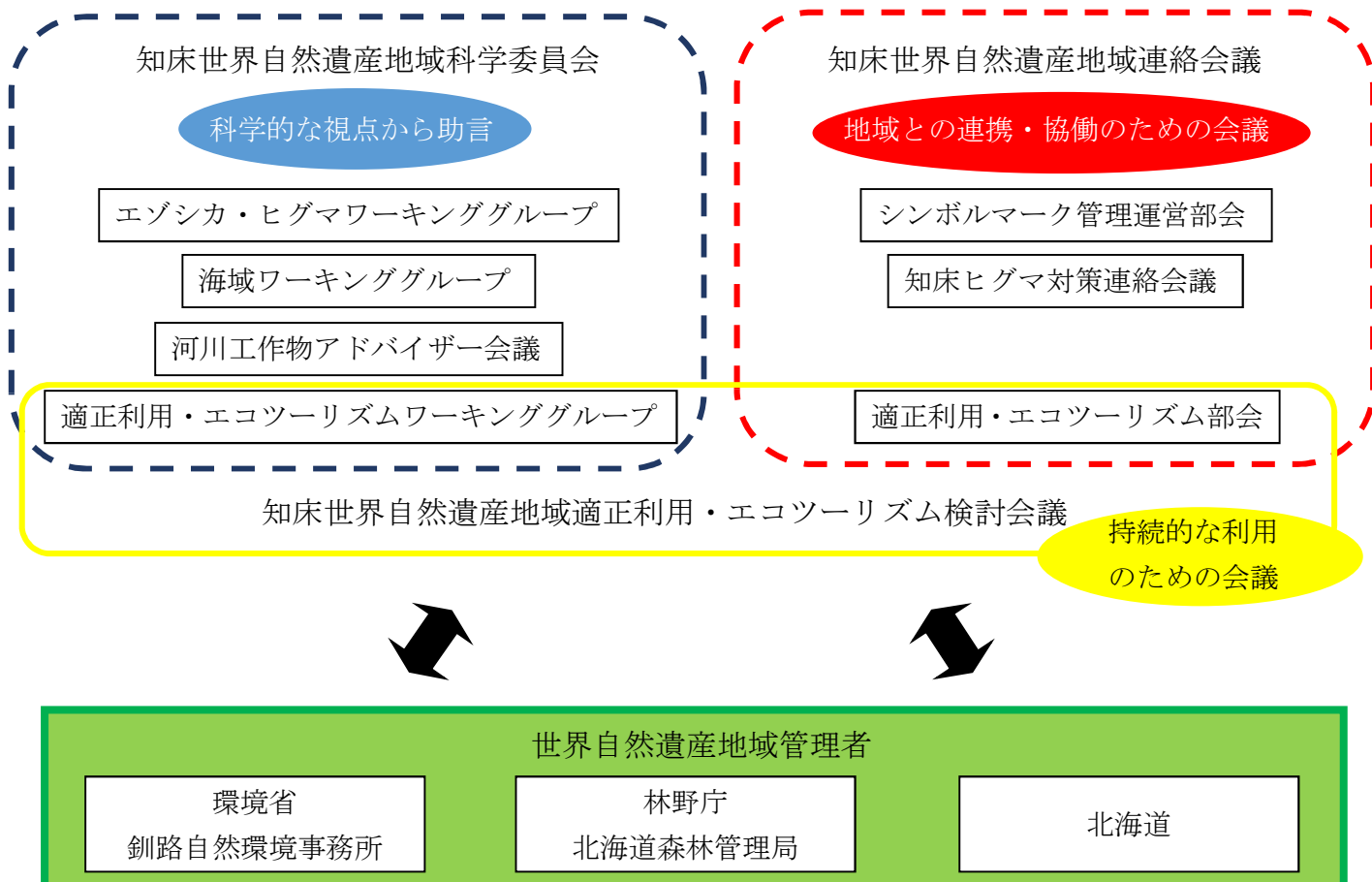
2. 世界遺産委員会決議への対応

日本は、第 41 回世界遺産委員会決議 41 COM 7B. 30 において決定された項目に対し、以下のとおり誠意をもって報告する。

【決議項目 7】

締約国に対し、（多利用型海域管理計画を含む）改訂管理計画、シカ及び観光の管理、気候変動に関する考慮、特別敏感海域（PSSA）設置の有用性及び実現可能性に関する分析について、最新の情報を将来の委員会に対する報告の中で提供するとともに、IUCN によるレビューのため、最新の管理計画の電子コピーを世界遺産センターに提出することを要請する（requests）；

環境省、林野庁、文化庁、北海道（以下、「遺産管理者」という。）は、2009 年 12 月に策定した「知床世界自然遺産地域管理計画」に基づき、学識経験者による「知床世界自然遺産地域科学委員会」の科学的な助言を得るとともに、「知床世界自然遺産地域連絡会議」において地域住民や関係団体等との連携・協働を図りつつ、陸域と海域の統合的な管理を行っている。



同計画に基づく各方策を着実かつ円滑に進めていくため、海域の管理、エゾシカの管理等の各課題に対応した個別の計画等を策定し、各課題の状況等を踏まえそれぞれ見直しを行いつつ順応的な管理を行っている。

(1) 海域の管理

遺産管理者は、2007年12月に策定した「知床世界自然遺産地域多利用型統合的・海域管理計画」に基づき、海洋生態系の保全と人間活動（持続的な水産資源利用による漁業の営み、海洋レクリエーションなど）による適正な利用の両立を目的とした管理を行っている。2018年3月には、第2期海域管理計画（2013年3月策定）について、適切な資源管理と持続的な利用、気候変動の兆候把握等の観点から指標種にスルメイカを追加する等の見直しを行い、第3期海域管理計画を策定した（計画期間：2018年4月～2023年3月末）。

また、特別敏感海域（PSSA）については、知床世界自然遺産の海域では現時点において国際海運事業による影響は高くないと考えている。今後、状況に応じて、PSSAの導入の必要性と可能性について関係機関と連携して検討していく。

(2) エゾシカの管理

知床では、エゾシカの高密度状態によって発生する遺産地域の生態系への過度な影響を低減することを目的とし、2006年に「知床半島エゾシカ保護管理計画」を策定して以降およそ5年ごとに改定している計画に基づき、計画的な個体数調整を進めている。その結果、知床半島のエゾシカは全体的に減少傾向にある。

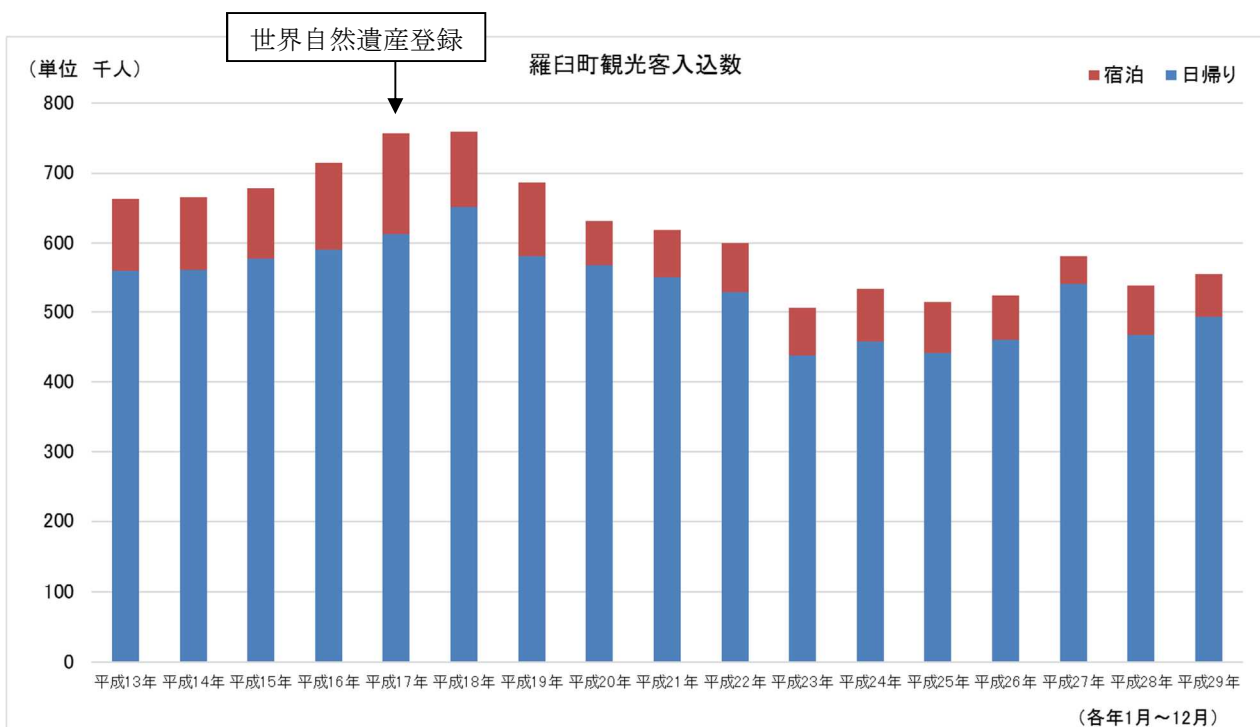
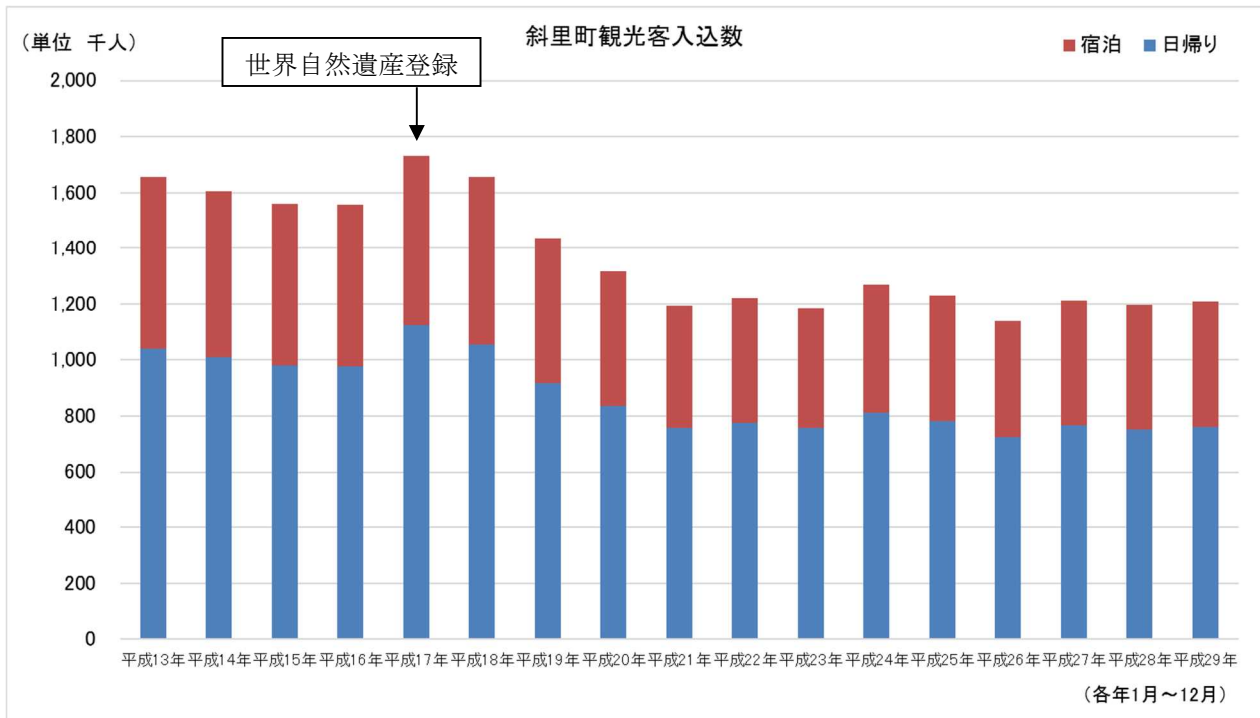
2017年4月には、第2期計画（2012年3月策定）の見直しを行い、第3期計画を策定した（計画期間：2017年4月～2022年3月末）。第3期計画では、各地区の状況を踏まえ管理目標にエゾシカの生息密度に関する数値目標（例 特定管理地区（知床岬）における航空カウント調査によるエゾシカ発見密度：5～10頭/km²）を導入した。また、植生の回復目標を「1980年代初頭の植生の状態」と設定した上で、植生の回復段階と指標となる項目の整理、植生の回復過程を表す指標種の設定を行った。

例えば、特定管理地区である知床岬では、2015シカ年度の航空カウント調査によるエゾシカ発見密度は17.6頭/km²であり、依然として高密度状態が続いているものの、個体数調整実施前と比較して越冬個体数は2割以下に減少し、植生についてはイネ科草本の現存量等において回復傾向が確認された。

今後も、同計画に基づき個体数調整を継続するとともに、指標種をはじめとする植生モニタリングを行い、植生の回復過程を評価するための手法等の検討を進める。

(3) 知床の観光管理

知床では、世界自然遺産登録に伴い、観光客が一時的に増加したが、その後減少し、安定している。



知床の観光管理については、2008年の第32回世界遺産委員会決議を踏まえて、専門家、観光や保全に関わる地元関係者、遺産管理者からなる「適正利用・エコツーリズム検討会議」を設置し、利用データや利用者調査の結果を踏まえて、適正な利用とエコツーリズムを含む遺産地域の観光全般を統合的に検討・管理している。

2013年3月には、統合的なエコツーリズム戦略である「知床エコツーリズム戦略」を、上記検討会等において関係者の合意の上で策定した。同戦略は、関係者の連携・協働・合意によって、遺産地域の自然価値の保護、観光客の自然に基づく良質な体験の促進、地域経済の発展の促進を基本とした知床におけるエコツーリズムを含む観光利用を実現するため、そのプロセスと体制を定めたものである。

この戦略に基づき、関係者は良質かつ持続的な観光利用のためのメニューやルールを自由に提案でき、その提案は、多様な分野の専門家と多様な関係者、遺産管理者が参加する上記検討会議での、複数段階の検討と合議で審査されることとなっている。これが知床の自然環境の保全と価値の向上、知床らしい良質な自然体験の提供、持続可能な地域社会と経済の構築等を統合的に実現する基盤的制度となっている。

(4) 気候変動等を含むモニタリング

知床世界自然遺産地域を科学的知見に基づき順応的に管理していくため、2012年2月に「知床世界自然遺産地域長期モニタリング計画」を策定した(計画期間:2012年4月~2022年3月末)。

同計画では、世界自然遺産のクライテリアが維持されているか等の観点から、「気候変動の影響もしくは影響の予兆を早期に把握できること」を含む8つの評価項目を設定した上で、各評価項目に対する複数のモニタリング項目を設定している(合計37のモニタリング項目を設定。うち気候変動の影響把握については9項目を設定)。

現在、同計画の策定から5年以上が経過したため、これまでに実施したモニタリング結果の整理を行い、モニタリング項目等を含めた同計画の見直し作業を進めているところである。気候変動の影響把握に関する評価項目についても、必要に応じてモニタリング手法等の見直しを行い、気候変動への影響を早期に把握できる体制を整えることとしている。

また、モニタリング手法・体制を整備した上で、気候変動の影響への適応に向けた検討を行い、気候変動を考慮した遺産地域の管理を進めていく(P)。